

**「伊江村第5次総合計画（素案）」に係る
意見提出手続（パブリックコメント）の実施について**

伊江村ではこのたび、「伊江村第5次総合計画（素案）」をとりまとめましたので、この素案に対する皆様からの意見を募集します。

この方針は、本村における今後の基本的な方向性や考え方を示すもので、持続可能な行財政運営を維持しつつ、村民全体の利益の視点に立った適切な村民サービスの提供と、新たな行政需要にも柔軟に対応するために策定するものです。

【意見提出要領】

1. 意見提出期間

令和3年2月12日（金）から令和3年2月26日（金）

2. 意見の提出方法

① 書面による意見提出

意見書（HPか各区公民館に様式がございます）に、氏名（団体名）、住所、連絡先（電話番号等）を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。

【郵 送】〒905-0502 伊江村東江前38番地 庁舎 2階 政策調整室あて《消印有効》

【F A X】 098-049-5601

【窓口提出】伊江村役場2階 政策調整室

3. 意見提出ができる人（団体）

意見提出ができる人（団体）	意見書への記載必須事項（※）
伊江村民	氏名、住所
村内で活動している（事業を営んでいる）個人又は団体	【個人】氏名、住所（村内での活動（事業）内容及び場所） 【団体】団体名、所在地（村内での活動（事業）内容及び場所）

※ 上記に該当しない方（団体）は意見を提出することができません。また、記載必須事項の記載がない場合は、意見として取り入れることができませんのでご注意ください。

4. その他

- ・お寄せいただいた意見（要約した内容）は、氏名等の個人情報を除き、村の見解とともに後日公表します。ただし、案と関係のない内容及び個人や団体への誹謗中傷など村が不適切と判断する内容については、その意見の全部又は一部を公表しない場合があります。
- ・電話での意見の受付や意見に対する個別の回答はできません。
- ・案は、各区公民館でも閲覧していただくことができます。

問い合わせ先：伊江村役場 政策調整室 Tel 49-5812

郵送またはファックスで意見を提出される方は、よろしければこの用紙をお使いください。

パブリックコメント（村民意見公募手続）意見提出用紙

※いただいたご意見については、それらの意見に対する村の考え方とあわせ、ご意見を受けて計画等の案を修正したときは、修正内容を後日公表します。

※ご意見の提出は任意の様式でも結構です。但し、住所、氏名が記入されていない場合は受け付けることができませんので、必ず記入してください。

※太枠内は必ずご記入ください

氏名 (団体名)		電話 番号	-	-
住所	〒 - -			

案件名：「伊江村第5次総合計画（素案）」に対する意見（例）

意見内容：

<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

該当ページ・該当箇所：

<hr/>

※ご意見は、案件の該当ページ・該当箇所、理由、根拠などを明確に記載してください。

※個人及び団体等の誹謗・中傷等は受け付けません。

※提出先は案件の表紙をご覧ください。